

議案第 22 号

名張市文化財の指定について

名張市文化財保護条例（平成 12 年条例第 14 号）第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり名張市指定有形文化財（彫刻）の指定を行う。

令和 6 年 11 月 6 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市文化財保護条例（平成１２年条例第１４号）第４条第１項の規定により次の文化財を名張市指定有形文化財（彫刻）に指定する。

名称・員数	木造小野三左衛門坐像	１ 軀
	木造泰山法印坐像	１ 軀
	木造岡村甚六坐像	１ 軀
	木造角田半兵衛坐像	附富教絵図 １ 軀
	木造角田みか坐像	１ 軀
	木造角田富之坐像	１ 軀

指定理由

肖像彫刻 6 軀は、江戸時代後期の生人形師、安本亀八の貴重な作例です。亀八作の肖像彫刻は、江戸にも伝来していますが、その多くは戦災で焼失しており、こうした彫像がまとまって残るのは、名張市と奈良県宇陀市を中心とする地域のみです。

また中世から近世にかけては、肖像彫刻が基本的に寺社に祀られ、礼拝の対象であったのに対して、本像群のように自宅に自分の先祖の肖像彫刻を置くという状況は、肖像彫刻の歴史を考える上で新しい現象ととらえることができます。肖像彫刻に対する意識の変化が感じられるもので、その点からもこれらの肖像彫刻は意義あるものといえ、名張市にとって貴重な文化財であります。



小野三左衛門坐像



泰山法印坐像



岡村甚六坐像



角田富之坐像



角田半兵衛坐像



附富教絵図



角田みか坐像

安本亀八作肖像彫刻の市指定文化財に指定するに至る経緯

令和５年　９月１９日　文化財調査会において亀八作肖像彫刻の案件について協議を行い、協議の結果、専門部会で、調査及び検討を行うことが決められる。

１２月１２日　専門部会で協議を行った結果、瀧川委員が調査を行うこととなった。

令和６年　１月２６日～２月２日　瀧川委員の現地調査

令和６年　６月　７日　専門部会において、瀧川委員の調査報告が行われ、検討の結果、指定するにふさわしい案件と判断された。

９月２６日　部会の検討結果をもって、名張市教育委員会から文化財調査会へ「諮問」を行い、同日をもって、文化財調査会から教育委員会へ「指定するにふさわしい」と答申される。

※現在、名張市における指定文化財の件数は、登録有形文化財を含め、１１４件です。このうち、彫刻は１５件（国指定３件、県指定３件、市指定９件）です。今回認められると、６件追加され、全体で合計１２０件になります。

※直近５年の文化財指定について

- ・令和５年３月２日　短野五輪塔
- ・令和３年３月１日　永福寺石造五輪塔
- ・平成３１年４月２日　火縄づくりの製作技術

安本亀八について

安本亀八は、文政9年（1826年）肥後熊本に生まれ、明治初期の写実派生人形師界の第一人者として活躍しました。生人形は、明治時代には、今日の映画や芝居のように、庶民に親しまれた大衆娯楽で、浅草には常設館もあり、地方の巡回興行も盛んでした。有名な物語の人形をつくり、衣装を着けて舞台をしつらえる見世物としてや、人体模型や、店舗のマネキンなど、さまざまなところで利用されました。

この時期に、写実的な作風で、全国的に有名であったのが亀八です。亀八は、万延元年（1860年）頃、名張に来て、多くの作例を残しています。名張に何年滞在したかは、はっきりしませんが、数年間で数々の肖像彫刻を残しています。今回、答申のあった6躯の肖像彫刻は、この間につくられたものと考えられます。

亀八の作品は、すでに文久3年天誅組の乱を描いた「和州騒動の図」（名張市指定文化財）が文化財指定されており、津市高山神社の絵馬も津市の指定文化財に指定されていますが、「肖像彫刻」が指定されると、今回が初めてとなります。



安本亀八（安本静子氏提供）

出典：生人形師 安本亀八 富森盛一著